

入 札 公 告

令和7年度内部被ばく検査測定業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和7年3月4日

福島県知事 内堀 雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和7年度内部被ばく検査測定業務 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履 行 期 間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務（放射線測定業務等）について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (5) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 平成23年3月に発生した福島原子力発電所事故に係る原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年6月17日法律第147号）に規定する原子力事業者又はその者から出資を受けている者ではないこと。
- (7) 県内の本店、支店又は営業所において第1種放射線取扱主任者、第2種放射線取扱主任者、または診療放射線技師の資格を有する者を常置している者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(7)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- (1) 提出期間 令和7年3月4日（火）から3月11日（火）（土曜日、日曜日を除く）までの午前8時30分から午後5時まで

- (2) 提出場所 郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
福島県保健福祉部県民健康調査課
電話 024-521-8609
- (3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 5 時必着とする。

4 契約条項等を示す場所

- (1) 契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3 の(2)に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時 令和 7 年 3 月 24 日（月）午後 1 時 30 分
- (3) 入札及び開札の場所 福島県庁西庁舎 3 階西 326 会議室
(福島市杉妻町 2 番 16 号)
- (4) その他 郵便による入札は認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- (5) 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、4 月 1 日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。